

材料検査実施基準

令和8年4月

渋谷区土木部

(目的)

第1 この基準は渋谷区土木部が施行する工事又は製造（以下、「工事等」という。）に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2 この基準は、渋谷区工事施行規程第10条に基づく工事仕様書により定めた基準であり、渋谷区土木部が施行する土木工事、建築工事、設備工事等の材料検査に適用する。

ただし、この基準によりがたい場合は、工事主管課長の指示による。

(材料検査の執行区分)

第3 工事等の材料検査は、監督員が行う。

ただし、橋りょう等の重要な構造物に関する工事等においては、工事主管課長が必要と判断した場合、検査の執行区分について、検査員に確認すること。

2 材料検査材料検査の執行区分が監督員の場合においても、工事等の主管課長は必要に応じて検査事務の主管課長に材料検査を請求することができる。

[解説]

1 東京都建設局「建設局材料検査実施基準」（以下、「都建設局基準」という。）別表1～3に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査事務の主管課長が工事等の主管課長と協議のうえ、都建設局基準別表1～3に準じて定めるものとする。

2 第3項において、監督員（原則として担当監督員をいう。）が材料検査を行う場合は、原則として次の項目に該当するものを対象とする。

(1) 材料の性質や工程等により、工事現場への搬入後、速やかに使用しなければならないもの。

(2) J I S等の規格品。

(3) 工事現場等での確認が容易なもの。

渋谷区契約事務規則第64条第2項に、「監督員は、必要があるときは、契約の履行について、立ち会い、工程の管理又は履行途中における工事等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。」と定められている。

(材料搬入)

第4 監督員は、契約の相手方からが材料の搬入予定等を記載した施工計画書等が提出されたときは、これに基づき速やかに書類の確認を行う。

[解説]

1 様式は、「渋谷区土木部受注者等提出書類処理基準」に定めるものを使用する。

監督員は、搬入予定時期を把握するとともに、材料の品質検査の方法を確認しなければならない。検査方法は、第8条をもとに判断する。

2 施工計画書等に記載する搬入予定等とは、工事で使用する材料の品名、形状寸法。数量、品質検査の方法、搬入時期等である。

(材料検査の立会い)

第5 材料検査の立会は、工事等の現場、工場または遠隔臨場で行う。遠隔臨場については、「東京都建設局 建設現場における遠隔臨場実施要領(案)」を参照すること。

2 監督員は、材料検査を行うときは、契約の相手方に立会いを求めなければならない。

なお、特に必要ある場合における、他の職員の立会いの要否については、工事等の主管課長の指示による。

(材料検査の方法)

第6 材料検査の方法は次に掲げるとおりとする。

①品質検査

品質検査は、工事等に使用する材料の品質を、監督員が設計図書及び設計図書で適用を明示している図書の規定に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 試験を行う検査

外観、形状、寸法、重量、性能、品質管理上の成績表等について観測判定するほか、理化学的性質について試験研究機関における試験(以下「理化学試験」という。)又は試験設備を有する製造業者等における試験を受けさせ、その試験結果により判定する。

イ 確認による検査

外観、形状、寸法、重量、性能について、見本品(現物見本を含む。)、カタログ、製作図、試験成績表等により観測し判定する。ただし、同一工事において、同一工場で製造された同一品目の材料で、かつ出来高等で数量確認ができるものであれば、2回目以降の立会を省略することができる。なお、土木工事において、東京都建設局「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目については、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査し判定する。

ウ 照合による検査

J I S等の規格を証明するマークの表示又はJ I S等に基づく規格証明書を現品と照合し判定する。ただし、J I S等規格品のうち認証マーク表示品の場合は、材料検査を認証番号がわかる写真等の提示により代えることができる。なお、その場合は、施工計画書等に記載する材料の搬入予定に認証番号及び認証工場名を記載すること。

②数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、監督員が設計図書等に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 検量による検査：使用前に直接材料を計量する。

イ 出来形による検査：使用後に出来形等により間接的に確認する。

2 都建設局基準別表1～3(ただし、執行区分、注4、注5は適用しない。)に定めるとおりとする。

3 都建設局基準別表1～3に定めのない特殊な品目の検査方法については、特記仕様書等に定められているものを除き、工事主管課長が定める。

4 試験を行う検査のうち、土木工事で使用するものについては、材料検査を行う工事の年度内に、土木部内の他の工事の材料検査において、同一工場で製造された同一品目の材料の検査が1回で合格している場合は、監督員の判断により試験を省略し、確認による検査を行うことができる。ただし、この場合においても監督員が必要と認めた場合は、試験を行わなければならない。

- 5 確認による検査及び照合による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として材料個別に試験を行う必要はないが、JIS等規格品との照合ができない場合、納入された材料に疑義を生じた場合及び監督員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。
- 6 書類による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わずに原則として試験を行う必要はないが、納入された材料に疑義を生じた場合及び監督員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

[解説]

1 材料検査は品質検査と数量検査からなる。

(1) 品質検査

品質検査は「照合」を除き、検査の事前に提出し承認された「承諾申請書」、「監督員資料」等に基づき品質検査を行うものとする。様式は、「渋谷区土木部受注者等提出書類処理基準」に定めるものを使用する。

- ① 承諾申請書の様式は、別記様式丁第9号「承諾申請書」に必要な資料を添付の上、提出するものとする。
- ② 監督員資料の様式は、別記様式丁第10号「監督員資料提出届」に必要な資料を添付の上、提出するものとする。なお、「監督員資料」は土木工事において使用するものとする。

ア 「試験を行う検査」の対象品目については、理化学試験若しくは性能確認を必要とする品目のうち、都建設局基準別表1～3において、「試験を行う検査」の対象品目になっているもの又は別都建設局基準別表1～3に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。

- ① 次の材料のうち、試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの。
 - (a) 工事等で重要な材料
 - (b) 特注品
- ② 新製品、特殊製品等で当該製品の性質、性能を判定する必要があるもの。
- ③ 現場搬入後、監督員による検査が行われる材料のうち、試験が必要なもの。

イ 「確認による検査」の対象品目については、都建設局基準別表1～3において、「確認による検査」の対象品目となっているもの又は都建設局基準別表1～3に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。

- ① 理化学的性質及び製品の性能について規定されていないもの。
- ② JIS等規格品であるが、JIS等の規格を証明するマークの表示がないもの。
- ③ JIS等規格品であるが、意匠などの加工を加えたもの。

なお、都建設局基準別表2～3のうち、「確認」欄中の「成績」は製作図、カタログ及び製作会社等の成績表の提出を受けて、それらを基に確認するものとする。

ウ 「照合による検査」の対象品目については、都建設局基準別表1～3において「照合による検査」の対象品目となっているもの又は以下の条件に該当するものとする。

- ① 都建設局基準別表1～3に記載のない品目のうち、「試験を行う検査」及び「確認による検査」の対象品目以外のもので、以下のいずれかの条件に該当するもの。

- (a) JIS 等規格品で、規格を証明するマークが表示されているもの。
- (b) JIS 等規格品で、規格証明書が添付されており、照合ができるもの。

(2) 数量検査

原則として、ブロック類のように、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形等により使用後に間接的に把握する方法（出来形による検査）とし、杭等のように、設置後の数量の確認が困難なものについては、使用前に直接、材料を計量する方法（検量による検査）によるものとする。

2 検査方法の変更

各材料について、第1項の区分により検査方法を都建設局基準別表1～3を準用することを定めたが、材料、工事種別、材料製造者等の事情に例外的な場合もあることを考慮して変更の余地を残すものである。

3 特殊な品目の検査方法

都建設局基準別表1～3に定めのない特殊な品目の材料検査の検査方法は、特記仕様書に定められているものを除き、工事主管課長が第6（材料検査の方法）に準じて定めるものとする。

4 素材としての材料の取扱い

材料検査は、現場で使用する状態で行うものとし、工場で素材として使用するもの（生コンクリートの骨材、セメント及びアスファルト混合物の骨材、アスファルト等）については、配合報告書等で確認することとし、材料検査は行わないものとする。ただし、監督員が必要と認める場合については、材料検査を行わなければならない。

（理化学試験の手続き等）

第7 監督員は、理化学試験を受けさせるときは、契約の相手方に試験委嘱指定申請書（別記様式丁第11号）を提出させ、試験委嘱指定書に所要事項を記入のうえ交付する。

2 監督員は、前項の場合、原則として公的な第三者試験研究機関を指定する。この場合、監督員の立会いは不要であるが、監督員の立会いを条件に、試験設備を有する製造業者等で試験を行うこともできる。

3 監督員は理化学試験の供試料を採取するときは、契約の相手方の立会いのうえ行う。ただし、材料の性質上搬入後ただちに使用する材料については、契約の相手方に採取方法を指示して行わせることができる。

4 監督員は採取した供試料を送付するときは、供試料に打刻又は封印をしなければならない。なお、工事等の主管課長が必要ないと認めた場合はこの限りでない。

[解説]

第2項の製造業者等を指定する場合で監督員が行う検査については、事前に工事等の主管課長に報告するものとする。ただし、この報告は、文書によることを要しないものとする。

様式は、「渋谷区土木部受注者等提出書類処理基準」に定める別記様式丁第11号「試験委嘱指定申請書」を使用する。

(技術的基準)

第8 土木材料検査の技術的基準は、都建設局基準別紙－2に定める検査要領及び別表－4に示すとおりである。この技術基準は、第6. 材料検査の方法において、試験を行う検査として定められた材料、又は照合・確認を試験に代えた材料における試験（品質を代表する項目）の頻度・方法について定めたものである。

土木材料検査は、この技術的基準によるほか、この技術的基準に定めのないものについては、特記仕様書によるものとする。

(材料検査の結果判明後の措置)

第9 監督員は、材料検査を完了したときは、速やかに契約の相手方に合否を通知し、不合格品がある場合は、ただちに契約の相手方にこれを引き取らせなければならない。

2 前項において、材料の性質上、使用後に理化学試験の結果不合格と判明した場合又は書類による検査で使用後に不合格となることが判明した場合は、工事等の主管課長に報告のうえ、指示を待って処理しなければならない。

[解説]

1 材料の性質上、使用後に理化学試験成績の不合格が判明する場合や、「書類による検査」において、使用後に施工管理記録等により確認する段階で不合格となることが判明する場合がある。この場合、構造物の取りこわしや別の方法による検査のやり直し等が予想されるので、工事等の主管課長の指示により処理するものとする。

2 契約の相手方に不合格となった材料を引き取らせる場合は、書面（指示書、改善指示書改善命令書）による。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示を行い、後日書面により指示内容を確認するものとする。

(材料検査の結果報告)

第10 監督員は、材料検査を全て完了したときは、契約の相手方に材料搬入実績調書（別記様式第12号）を提出させ、取りまとめのうえ、工事等の主管課長に報告する。

2 監督員は、材料検査について、次に掲げる各号に該当する場合は、その都度、工事等の主管課長に報告する。

- ①使用前に不合格と認めて引取りを指示したとき。
- ②使用後に理化学試験の結果が不合格と判明したとき。
- ③書類による検査の結果が、不合格と判明したとき。

[解説]

第2項第1号に定める場合の報告は、その都度、工事主管課長に報告することとし、第2項第2号に定める場合の報告は、試験研究機関等の発行した試験成績表等によるものとする。

また、第2項第3号に定める場合の報告は、東京都建設局「土木工事施行管理基準」等に基づく施工管理の記録等によるものとする。

様式は、「渋谷区土木部受注者等提出書類処理基準」に定める別記様式丁第12号「材料搬入実績

調書」を使用する。

(単価契約及び工事請負金額 500 万円未満における材料検査)

第 1 1 単価契約及び工事請負金額 500 万円未満における材料検査においては、第 4、第 9 の規定は適用しない。ただし、工事主管課長が必要と判断する場合はこの限りでない。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

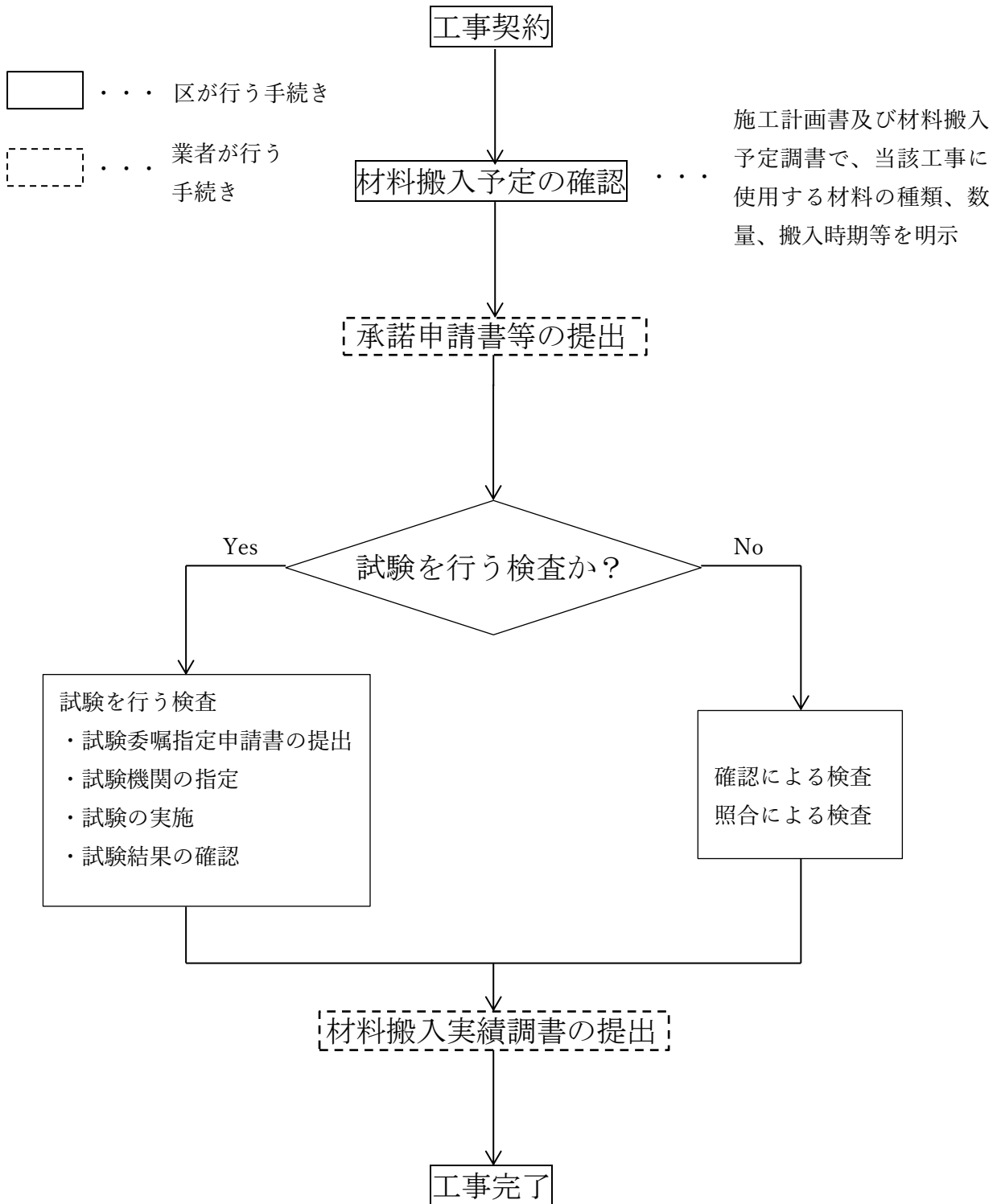
この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

参考

材料検査の手続き



渋谷区土木部

材料検査実施基準

令和8年4月

編集 渋谷区土木部積算委員会

発行 渋谷区土木部積算委員会